

別記第2号様式（第5条第2項第1号関係）

（第1面）

事業計画書														
汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地面積														
建築面積														
汚染土壌処理施設の立地環境														
特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準														
周辺地域の生活環境の保全及び学校等の施設に対する配慮														
最も近い学校等の施設の名称及び当該施設までの距離	名称													
	距離													
埋立処理施設に関する立地環境														
最も近い住宅等までの距離														
最も近い埋立処理施設の名称及び埋立処理施設相互間の距離	名称													
	距離													
汚染土壌処理施設に係る事業場周辺の世帯数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">50m以内：</td> <td style="text-align: right;">世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">50m超 100m以内：</td> <td style="text-align: right;">世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">100m超 200m以内：</td> <td style="text-align: right;">世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">200m超 300m以内：</td> <td style="text-align: right;">世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">300m超 500m以内：</td> <td style="text-align: right;">世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">合計：</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">世帯</td> </tr> </table>		50m以内：	世帯	50m超 100m以内：	世帯	100m超 200m以内：	世帯	200m超 300m以内：	世帯	300m超 500m以内：	世帯	合計：	世帯
50m以内：	世帯													
50m超 100m以内：	世帯													
100m超 200m以内：	世帯													
200m超 300m以内：	世帯													
300m超 500m以内：	世帯													
合計：	世帯													

(第2面)

関係法令等との調整

自然公園法又は千葉県立自然公園条例に規定する特別地域	有 ・ 無
自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域の特別地区	有 ・ 無
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する特別保護地区	有 ・ 無
首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地特別保全地区	有 ・ 無
都市緑地法に規定する特別緑地保全地区	有 ・ 無
都市計画法に規定する風致地区	有 ・ 無
森林法に規定する保安林及び保安林予定森林	有 ・ 無
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有 ・ 無
砂防法に規定する砂防指定地	有 ・ 無
地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域	有 ・ 無
海岸法に規定する海岸保全区域	有 ・ 無
河川法に規定する河川区域及び河川保全区域	有 ・ 無
自然公園法又は千葉県立自然公園条例に規定する普通地域	有 ・ 無
自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域の普通地区	有 ・ 無
千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域又は緑地環境保全地域	有 ・ 無
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	有 ・ 無
首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地保全区域	有 ・ 無
自然環境保全法に基づく基礎調査の一環として実施した特定植物群落調査により選定した特定植物群落	有 ・ 無
文化財保護を図る必要のある場所	有 ・ 無
優良農地として保全を図る必要のある場所	有 ・ 無
水防法に規定する洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域	有 ・ 無

手続を要する関係法令等

関係法令等の名称	手続の状況

汚染土壌処理施設の立地要件

搬入道路

国道	路線名		
	交通量	台/日	
	幅員	m	
県道	路線名		
	交通量	台/日	
	幅員	m	
市町村道	路線名		
	交通量	台/日	
	幅員	m	
林道	路線名		
	交通量	台/日	
	幅員	m	
里道	幅員	m	
私道	幅員	m	承諾：有 ・ 無
安全施設等の整備状況			

水路等の管理者等の承諾

水利権者		承諾：有 ・ 無
耕作者の団体の名称		承諾：有 ・ 無
水路等の管理者		承諾：有 ・ 無

土地所有者の承諾

自己所有	筆
賃借権等	筆
未買収・未契約	筆
合計	筆

隣接地の土地所有者等の承諾（埋立処理施設に限る。）

自己所有	筆	
賃借権等	筆	
未買収・未契約	筆	
合計	筆	
耕作者		承諾：有 ・ 無

(第4面)

汚染土壌処理施設の構造に関する共通基準	
汚染土壌処理施設の種類	
処理方法に応じた汚染土壌処理施設	
構造耐力上の安全性	
腐食防止措置	
飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する構造	
飛散等及び悪臭の発散を防止する構造	
地下浸透を防止する構造	
著しい騒音及び振動の発生防止	
排水処理設備等（排水を公共用水域に排出する場合）	
排水口における排水の水質を排水基準に適合させるために必要な処理設備	
排水の水質を測定するための設備	
排水処理設備等（排水を排除して下水道を使用する場合）	
排水口における排水の水質を排除基準に適合させるために必要な処理設備	
排水の水質を測定するための設備	
地下水モニタリング設備	
囲い等	
消火設備	
搬入道路	
洗車設備	
駐車設備	
管理事務所	

浄化等処理施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	
大気有害物質測定設備	
雨水等集排水設備	
セメント製造施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	
大気有害物質測定設備	
雨水等集排水設備	
埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の構造に関する個別基準	
地滑り防止工・沈下防止工	
擁壁等	
遮水層が敷設される地盤（基礎地盤）	
遮水層の不織布等による被覆	
地下水集排水設備	
保有水等集排水設備	
調整池	
導水管等の防凍措置	
開渠	
保安距離	
崩壊防止	
切土	
盛土	
小段	
安定検討	
法面保護工	
基準高の設定	
境界杭	
管理通路工	
進入路	
分別等処理施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	
大気有害物質測定設備	
雨水等集排水設備	
自然由来等土壌利用施設の個別基準	
地下水汚染を防止する措置	
土質改良適用可能性試験結果の妥当性	

汚染土壌処理施設の維持管理に関する共通基準	
飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する措置	
飛散等及び悪臭の発散を防止する構造	
地下浸透を防止する構造	
著しい騒音及び振動の発生防止措置	
緊急時の対応	
緊急連絡体制等の整備	
緊急対応マニュアル及び教育	
緊急時の措置	
汚染土壌の受入れ	
関連法令及び条例の遵守	
処理方法の遵守	
混合・混載された汚染土壌への対応	
汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に特有の注意点	
処理の期限	
汚染土壌の保管	
施設内移動	
地下浸透の禁止	
公共用水域への排出	
下水道の使用	
地下水の水質測定	
2次管理票の交付	
2次管理票の写しの送付	
搬出届出者への通知	
汚染土壌処理施設の表示	
点検及び機能検査	
点検及び機能検査の記録の保管	
囲い等	
火災の発生の防止	
搬入道路	
管理事務所	
周辺地域への配慮	
維持管理状況の公表	
維持管理状況の公表の期間	
事業内容の公表	

浄化等処理施設の維持管理に関する個別基準	
濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設における確認	
大気有害物質の排出	
施設外への搬出の禁止	
雨水等の流入の防止	
セメント製造施設の維持管理に関する個別基準	
セメントの品質管理	
大気有害物質の排出	
雨水等の流入の防止	
埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の維持管理に関する個別基準	
擁壁等の点検	
遮水工の砂等による被覆	
遮水工の点検	
地下水の管理	
調整池の点検	
導水管等の管理	
開渠の維持管理	
残余の埋立容量の測定	
保有水等集排水設備の管理	
法面の管理	
基準高及び境界杭等の管理	
作業時間	
能力に沿った計画的埋立	
分別等処理施設の維持管理に関する個別基準	
第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の混合の禁止	
大気有害物質の量の測定	
施設外への搬出の禁止	
雨水等の流入の防止	
自然由来等土壌利用施設の個別基準	
地下水汚染を防止する措置	
土質改良を行った土壌の土壌溶出量が改良を行う前の土壌溶出量を超えないこと	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。